



### 電話に加入しましょう

加入申し込みの要領は次のとおりです。

#### ◆申し込みの要領

電々公社は、日吉局と木戸局の自動化(ダイヤル化)を機会に、新しく町の電話交換局を設け、この秋ごろ全町統一の自動電話器が完成することになりました。この計画によると、すでに加入申し込みをされているかたは、全部電話が引けることとなります。しかし、電話局の工事完了後の申し込みは、年間の計画に従って工事を行なうことになり、ある程度の期間をお待ちいただくことになりますので、この機会をのがさず加入の申し込みをされるようおすすめします。

一方、町の有線放送は公社接続を実施しているため、四十九年度は非常に高い使用料を、皆さんから納めていただかなくてはなりません。五十年以降は、このような事態を防ぐため、電々公社の電話加入を促進し、合わせて有線の公社接続を廃止することが必要となります。そのためにも、ぜひ公社電話の加入申し込みをするよう重ねてお願いいたします。

なお、債券不要のかたは証券業者へ売却することもできます。またこれらの経費は、公社からの通知を待って支払っていただきます。くわしいことは、横芝電々公社(横芝二局二九九一番)へ問い合わせ下さい。

### 厚生課

#### 医療費三万円以上が無料!!

(一)高額療養費支給制度が実施されます。これにともなう従来実施していましたが高令者医療制度のうち、所得制限該当者に対する支給制度は廃止します。

(二)高額医療費の対象となるのは、保険診療分だけで、保険診療外特別室料、歯科で認められている差額徴収)は対象となりません。

(三)高額療養費は、国保加入者で、一人の被保険者が同じ月内に、同じ医療機関(入院と通院、歯科は別)において、その医療機関に支払った保険診療の自己負担金が、三万円をこえるときに、そのこえる部分について支給されます。

(四)高額療養費は、医療機関から出される診療報酬請求明細書(通常レセプトと言ふ)によって支払うので、実際に支払われるのは、診療を受けた月から二ヶ月程度後になります。

(五)老人医療費など国が実施している公費負担医療については、医療機関における窓口での取り扱いは今までと何ら変わらないものであり、窓口払いなしで行なわれます。

(六)高額療養費制度については、四十八年十二月一日診療分に遡及して実施し、高令者医療制度のうち保険制限該当者に対する支給制度の廃止は、四十九年七月一日診療分より廃止します。なお、その他詳細については、国保係(有線二〇四一〇一)へ問い合わせ下さい。

#### 戦没、戦傷者の遺族援護

##### 〔遺族関係〕

(一)準軍属に支給される遺族給与金額が、遺族年金と同額になります。

(二)日華事変中の本邦で、勤務に關連して死亡した文官、軍族、準軍属の遺族に、遺族年金と遺族給与金が支給。

(三)国債の最終償還が終った戦没者の妻に、六十万円の特別給付金が支給。(十年償還、無利子国債)

(四)四十七年、遺族援護法の改正で、遺族年金の受給権を有する戦没者の妻に二十万円が支給されます。

(五)三十八年四月一日以後に死亡した者の妻として公務扶助料、遺族年金の受給権を有する戦没者の妻に二十万円が支給。(戦傷病者の妻に対する特別給付金の受給者は除く)

(六)国債の最終償還が終った戦没者の父母に、三十万円の特別給付金が支給。(五年償還、無利子国債)

(七)四十七年、遺族援護法の改正で遺族年金の受給権を有する戦没者の父母に十万円が支給。

(八)四十二年四月一日以降に、死亡した者の父母として公務扶助料、遺族年金の受給権を有する戦没者の父母に、十万円が支給。

(九)四十二年四月一日以後に死亡した者の父母として公務扶助料、遺族年金の受給権を有する戦没者の父母に十万円が支給。

##### 〔戦傷病者関係〕

(一)日華事変中の本邦で、勤務に關連して傷病にかかり、現に第五款症以上の障害がある文官、軍属、準軍属の者に障害年金が支給。

(二)日華事変中の本邦で、傷病にかかり、現に第五款症以上の障害がある文官、軍属、準軍属者に、戦傷病者手帳が交付。

(三)長期入院患者に支給される療養手当が、四十八年四月分から増額

(四)四十七年、遺族援護法の改正で障害年金を受けた戦傷病者の妻に特別給付金が支給。

(五)実在職年に、加算年を加えて十三年以上になる者で、七十才以上の者と傷病年金受給者の恩給および妻子と七十才以上の父母扶助料受給者は、四十八年十月から加算年を恩給額に算入。

公務扶助料は、戦没者の軍人在職年が、実在職年に加算年を加え兵、下士官は十八年以上、准尉は十七年、少尉は十六年以上でない

と恩給年額は改定されません。